

別途積立金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国年金受給者団体連合会（以下「本会」という。）の、別途積立金（以下「積立金」という。）に関する事項を定め、積立金の運用管理を適正に行うことを目的とする。

(積立)

第2条 積立金は、定款に定める目的を達成するため、本会及び都道府県年金受給者団体会員が行う事業（理事会において必要と認める事業に限る。）の実施に要する費用に不足が生じた場合、その費用の財源に充てるため積み立てるものとする。

(積立金の額等)

第3条 積立金の額は、理事会で議決された額とする。

(処分)

第4条 積立金は、第2条に定める財源に充てる場合のみ、これを処分することができる。

2 前項の規定により積立金を処分するときは、その必要額を予算に計上して理事会の承認を得なければならない。

(監理)

第5条 積立金は、定款の定めるところにより管理するものとする。

(増減計算書)

第6条 積立金については、毎事業年度末において増減計算書を作成するものとする。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。